

星訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 公益財団法人星総合病院が開設する星訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕(以下「訪問看護」という。)の円滑な運営管理を図るとともに利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の看護師及びその他の従業者(以下「職員」という。)は利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の実施する事業は、利用者個々の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう努める。
 - 3 事業にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
 - 4 事業所、職員は、利用者の療養上の目標を設定し、主治医の訪問看護指示書に基づき適切な訪問看護の提供を計画的に行うものとする。
 - 5 訪問看護の提供に当たっては、事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第3条

- 1 事業を行う事業所(サテライトを含む)の名称及び所在地は次の通りとする

名称	所在地
星訪問看護ステーション	福島県郡山市横塚2丁目20-36
星訪問看護ステーション サテライト星ヶ丘	福島県郡山市片平町字北三天7
星訪問看護ステーション サテライト三春	福島県田村郡三春町字六升蒔50

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数(別表1に記載)及び職務内容は次のとおりとする。

職員は常勤及び非常勤とし、看護職(保健師・看護師)を3名以上配置し、必要に応じて理学療法士等、事務職員を配置するものとする。ただし、看護職の数は常勤換算方法で、2.5人を下回らないものとする。

(1) 管理者の職務内容

管理者は、事業所の職員の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たり、質の高い訪問看護を提供するため、職員の研修を

継続的に行い、資質の向上を図る。

① 職員管理と事業運営

- ・ 看護職の確保と職員の指導監督
- ・ 月間及び年間の事業計画書作成、収支計算書作成
- ・ 介護報酬、利用料等の請求及び受領
- ・ 勤務表の作成
- ・ 営業時間外の訪問看護体制の確保
- ・ 職員の研修
- ・ 関係記録の整備
- ・ 設備及び備品等の管理
- ・ 職員の健康管理
- ・ 訪問看護サービスの提供機関として、地域における関係機関との連携・調整
- ・ 緊急時対応に関すること
- ・ その他、通知・報告・照会等の回答及び文書等の提出

② 関係機関等の連携に関すること

- ・ 訪問看護の利用者と主治医との連携
- ・ 訪問看護の利用者と職員との総合調整
- ・ 訪問看護情報提供による保健・医療・福祉サービスの連携

③ 緊急時の対応に関すること

- ・ 医療事故、交通事故対応処理に伴う訪問調整
- ・ 苦情対応処理

④ 庶務に関すること

- ・ 諸規程、文書の管理、公印の使用、保管
- ・ 予算及び決算、収入及び支出
- ・ その他、訪問看護実務に関すること

(2) 看護職員等の職務内容

看護職は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

- ① 管理者の指導の下に主治医の指示により、療養者を訪問し在宅において看護を提供する。
- ② 利用者の健康状態及び日常生活上の障害等のニーズを的確に把握し、自立への援助をする。
- ③ 療養者及び介護者に介護方法を指導し、併せて在宅療養が快適に継続できるように精神的に支援する。
- ④ 保健・医療・福祉の動向に関心を持ち、在宅療養及び看護問題の把握に努める。
- ⑤ 利用者の訪問看護計画を立て、実施した内容を記録し保管する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日

木曜日 12時30分～17時30分(第3木曜日は全日)を除く。

(2) 営業時間は、8時30分～17時30分までとする。

ただし、木曜日は12時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第6条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適応となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者、家族から事業所に直接連絡があった場合は主治医に指示書の交付を求めようように助言する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、事業所から地域包括支援センター、関係機関等に調整を求め対応する。
- (4) 介護保険による訪問看護を利用するものは訪問看護の利用希望者がケアマネジャーに申込み、ケアプラン及び主治医の指示に基づいて訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成、利用者又は家族への説明(具体的なサービス内容を記載)
 - ① 病状、障害・全身状態の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事・排泄等日常生活の援助
 - ④ 医療的処置の実施及び指導、吸引、酸素吸入、カテーテル管理、褥瘡の予防処置、内服管理等
 - ⑤ 訪問リハビリテーションの実施と相談指導
 - ⑥ 終末期ケア、緩和ケア
 - ⑦ 精神科領域に関わる訪問看護業務、障がい者(小児、児童を含む)支援
 - ⑧ 家族への療養介護上の指導、相談、助言、家族の健康管理
 - ⑨ 緊急時対応、主治医や関係機関への報告、連絡調整
- (2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護
- (3) 訪問看護報告書の作成

(緊急時の対応方法)

第9条 訪問看護の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生した時は必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な指示を求める等の措置を講じるとともに管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用料)

第10条 事業所は基本利用料として、介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。

- 2 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は介護報酬告示上の1割、2割又は3割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。当該指定介護訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた支払いを受ける。交通費の発生はない。
- 3 医療訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法に基づき定められた額とする。

4 その他の利用料として、事業所で定めた額を利用者負担とする。(別表2に記載)

利用料の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、郡山市を基準とし、周辺町村(中山間地域)については相談に応じる。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必用に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

3 事業所は職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。

(相談・苦情対応)

第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望や苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は前項の内容等について記録し、当該利用者の契約終了から2年間保管する。

3 提供したサービス等に関する苦情に関して、市町村や国民健康保険連合会等が行う調査(質問や照会等の求め)に協力するとともに指導や助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生防止策)

第14条 事業所は安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

2 事故発生時の対応方法については(緊急時の対応方法) 第9条に準ずる。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため以下の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者はサービス提供中に当該事業所職員又は養護・介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他 運営についての留意事項)

第16条 事業所は社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また質の保証ができるように整備する。

2 事業所は訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、公益財団法人星総合病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第17条 事業所は地域との密接な連携に努め、必要に応じて地域事業所との契約の上、訪問看護を提供する。
(別表3記載)

附則

この規程は令和6年1月1日から施行する。

別表1

星訪問看護ステーション運営規程 第4条の第1項による職員の職種・員数については次の通りである。

職種と員数:	看護師または保健師	常勤 17 名(うち管理者兼務 1 名)
	理学療法士等	常勤 6 名
	事務	常勤 4 名

別表2

星訪問看護ステーション運営規程第10条の第3項によるその他の利用料の額を次の通り定める。

1. 医療保険利用における訪問看護では1回あたりの交通費は、訪問看護ステーションから直線距離1kmにつき70円を利用者負担とする。
※ただし、月額の上限を定め3,000円とする。
2. 医療保険利用における訪問看護では、営業時間以外や営業日以外の訪問看護利用料として1,500円を利用者負担とする。

※尚、以下の時間帯の医療保険利用における訪問看護を実施した場合も、
それぞれ利用者負担分として所定訪問看護利用料に加算する。

- ① 夜間早朝加算 [午後6時から午後10時まで／午前6時から午前8時まで] 2,100円
- ② 深夜加算 [午後10時から午前6時まで] 4,200円

3. 死後の処置料は、15,000円の利用者負担とする。
4. 「自費看護サービス」として見守り等のために付き添い看護を実施する場合は、あらかじめの同意のもと1時間当たり10,000円の利用者負担とする。

別表3

事業所は地域との密接な連携に努め、必要に応じて地域事業所との契約の上、訪問看護を提供する。